

# 仕 様 書

## 1 業務名

衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙 選挙公報ポスティング業務②（東区）

## 2 業務の目的

選挙公報は、国政選挙においては各都道府県において作成され、公職の候補者の氏名、経歴、政見等が記載されており、有権者が投票を行う際の参考となる媒体である。

本業務は、衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙において、公職選挙法第170条第1項に基づき、選挙公報を市選挙管理委員会事務局（以下、「市選管」とし、東区選挙管理委員会事務局（東区総務企画課広聴係）は「区選管」とする。）から受領し、区選管の指示に従って、選挙期日の二日前までに該当する世帯全てに配布することを目的とする。

## 3 業務に係る基本事項

### (1) 選挙公報の規格

ブランケット判（新聞紙1ページ大）1～2枚程度、1種類

### (2) 選挙公報の引渡部数

市選管担当者立ち会いのもと、市選管が指定する場所において受託者に引き渡す。詳細は、市選管と打ち合わせる。

#### ア 引渡予定部数

##### 1 種類（北海道第2区分）

選挙区	区	配布部数	予備分	引渡部数
2	東区	77,999	2,001	80,000

※ 200部梱包400個

#### イ 引渡予定日時

令和3年4月14日（水） 時間は別途指示する。

#### ウ 引渡予定場所

市選管が別途指定する場所（札幌市内若しくは札幌市近郊の印刷工場1～3箇所程度となる予定）

### (3) 配布区域

東区において、区選管が指定する区域（概ね町内会単位）。詳細は区選管で引き渡す「配布台帳」により指示する。なお、配布区域及び区域ごとの配布部数については別紙1「東区選挙

公報ポスティング配布計画書及び配布報告書（以下、「配布計画書」という。）」のとおり。  
また、各町内会の住所については、下記HPにて確認すること。

- ・ まちトモNavi (<http://www3.city.sapporo.jp/shimin/shinko/>)

#### (4) 配布対象

ア 配布区域内の全世帯及び区選管が指定する場所（事業所、二世帯住宅、施設等）

#### イ 注意点

（ア） 外形上、世帯を兼ねていると判断される事業所には配布する。

（イ） 複数世帯と判断される住宅（表札が2枚以上、ポストが2つ以上等）には、世帯分を配布する。

（ウ） その他、市民からの要望等を受けて事業所や施設に配布する場合などについては別途配布台帳で指示する。

#### (5) 配布部数

特に指定のない限り、各世帯1部とする。

#### (6) 配布期間

選挙公報受領後、できる限り速やかに配布し、**令和3年4月23日（金）午後5時**までに配布する。

## 4 配布体制

次の各項に留意の上、配布体制を整えること。

- (1) 受託者は、自己の責任と費用負担により、業務を行うために必要な施設、機材及び人員等を確保すること。
- (2) 業務全体を把握する管理責任者を置くこと。
- (3) 配布計画書の地区ごとに配布責任者を配置し、管理責任者は配布責任者及び市・区選管との事務連絡体制を確立すること。
- (4) 配布状況など業務に係る情報を常に迅速かつ正確に把握できるようにするとともに、市・区選管の求めに応じて報告できるようにすること。
- (5) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、やむを得ない事情により、配布業務の一部を再委託する場合は、事前に市選管へ下記ア～ウの書類を提出し、承認を受けること。

また、受託者は、再委託先が暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でないこと、及び暴力団又は暴力団員に参与していないこ

とを事前に確認すること。

- ア 再委託にかかる申請書（任意様式）
- イ 選挙公報再委託先一覧（別紙2）
- ウ 申出書（別紙3）

## 5 配布業務の内容

### (1) 配布台帳の受領

受託者は、配布開始前に区選管にて「配布台帳」を受領すること。受領日時については、受託者が区選管の担当と打ち合わせの上決定すること。

### (2) 配布計画書の作成・提出

ア 配布区域の誤認や、配布員の手配漏れを防ぐため、「配布計画書」を作成し、配布エリアごとの配布員を明確にすること。配布計画書は事前に区選管に提出し、承認を受けること。

イ 受託者は、配布員に対して注意事項を書き込んだ配布エリアの地図を渡し、個別に指導するなど、配布地域、配布方法について十分な周知徹底を図ること。

ウ 1つの町内会の配布を複数人が担当する場合には、その旨を配布計画書に記載するとともに、代表者の名前を併せて記載すること。

### (3) 選挙公報の保管・仕分け

ア 市選管から受領した選挙公報を、受託者の責任において使用できる倉庫にて配布開始まで厳重に保管すること。なお、倉庫については、余裕を持ったスペースを確保すること。

イ 配布開始までに、配布台帳にある地区ごとに選挙公報を仕分け・梱包するなど、誤配を未然に防止する体制を整えるとともに、仕分け等の際には、管理責任者等が立ち会うこと。

ウ 以上の体制について、市・区選管の求めに応じて報告を行うこと。

### (4) 配布作業

ア 配布時間帯は、最終日を除き、原則として午後8時までとする。ただし、配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。

イ 選挙公報は、原則、ドアポストに投函すること。ただし、オートロックのマンション等については、集合ポストに入れることも可とする。また、管理人のいるマンション等において、配布引き受けの申し出があった場合は、一括して引き渡すことができるものとする。

ウ ポストに投函する際は、原則、選挙公報全体をポスト奥に完全に投函し切ること。ただし、配布台帳に特に定めがある場合はそれに従うこと。

エ 選挙公報は、水濡れ、破損、汚損、紛失することがないように取り扱うこと。

オ 配布中に接する市民には、誠実に対応すること。

カ 区選管から受領した配布台帳は紛失することのないように慎重に取り扱うこと。

(5) 配布漏れ

配布漏れの連絡を受けた場合、受託者は速やかに選挙公報を該当世帯に届けるとともに、区選管に完了の報告をしなければならない。なお、配布漏れ世帯に対しては、原則として謝罪の上手渡しすることとする。

(6) 併配

市選管が認めた場合を除き、他の刊行物等と一緒に配布してはならない。

(7) 配布部数の確定

管理責任者は、配布期間経過後に各配布員から配布日・配布部数・その他注意事項等が記入された配布台帳を受け取り、取りまとめの上、配布部数を確定させること。なお、市民からの未配布の連絡等によって配布した分については、配布部数には含まないこととする。

(8) 配布報告及び完了届等の提出

ア 管理責任者は、各配布員の配布進捗状況を随時把握するよう努めること。

イ 中間報告として、4月21日の配布終了時において、配布が完了した町内会について、5-2アで作成した「配布計画書」により、4月22日の午前中までに区選管に報告し、配布の進捗状況について、相互に確認の上、配布遅延の恐れがある場合には、予防策を講じること。

ウ 受託者は、4月23日の午後5時までに「配布計画書」により、区選管に最終報告を行うこと。最終報告においても、いまだ配布が完了していない町内会が生じた場合は、市・区選管とも協議の上、配布完了のための必要な策を早急に講じ、同日の午後8時までには配布をすべて完了させるとともに、配布が完了次第、「配布計画書」に追記し、逐次区選管に報告すること。

エ 「配布計画書」の「配布完了日」欄が全て記載されていることを区選管が確認したことをもって、配布完了したものとする。

オ 上記イ～エの報告については、電子メールにて報告すること。

カ 受託者は、配布部数確定後、配布台帳を区選管に返還することともに、所定の「配布部数確認書」（別紙4）に確認印を区選管から受領の上、市選管に「完了届」等の書類とともに提出すること。

(9) 選挙公報の残部は、配送漏れの対応に備え、受託者において配布期限後1週間程度保管し、その後、令和3年5月7日（金）までに市選管へ返納すること。

(10) その他

ア 業務履行中に事故等が発生した場合は、ただちに区選管へ報告し、その指示に従うこと。

イ 配布期間中、管理責任者等は市・区選管と常に連絡がとれる体制を確保すること。

ウ 重大なトラブル等が発生した場合は、上記の対応の後、トラブル発生の経緯と対応、原因と再発防止策について書面にて市選管に報告すること。

## 6 配布台帳の取り扱い

- (1) 配布台帳には個人情報に掲載されており、情報の漏えい、紛失、破損などがないよう、特に慎重に取り扱うこと。また、配布員にもその旨徹底させること。
- (2) 配布台帳の保管に当たっては、バインダーに綴じるなど、紛失を防ぐよう細心の注意を払うとともに、配布作業の際には持ち出さないようにすること。配布員は配布を行う際、注意事項を記入した地図等、配布に当たって最低限必要な情報のみを携帯すること。
- (3) 万が一配布台帳を紛失した可能性がある場合は、速やかにその旨を区選管に報告し、区選管の指示に従って必要な措置を講ずること。

## 7 情報管理、秘密保持

- (1) 受託者は、配布世帯の情報をはじめとして、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、当該契約期間満了後も同様とする。

## 8 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、市選管が立ち入り検査の必要があると認めたときは、速やかに応じるとともに、立ち入り検査を実施する際は必ず同席すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、市選管と協議の上、定めることとする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、市が運用する札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。